

事 務 連 絡
令和5年11月8日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

補装具事業者への支援に関する「重点支援地方交付金」の
活用についての検討のお願い

平素より障害者等の自立と社会参加の推進に向けての施策につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「デフレ完全脱却のための経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の追加を行う旨が盛り込まれたことに伴い、令和5年11月8日付けの事務連絡（「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」）により、本交付金の活用について検討を速やかに進めていただくようお願いさせていただいたところです。（別添）

特に、一部の補装具（重度障害者用意思伝達装置の視線検出式入力装置（スイッチ）や電動車椅子のバッテリー（ニッケル水素電池）等）についても、メーカーから、昨今の物価高騰に伴い、補装具事業者への卸価格が告示により算定した額を上回っているものがあるとの報告を受けているところです。政府全体の統一的な方針として、物価高騰の影響を受けた事業者への対策については本交付金の活用を促進していることを踏まえ、補装具事業者に対する本交付金の積極的な活用についても、改めて検討いただくようお願いいたします。

については、各自治体におかれましては、従前の事務連絡（令和5年9月7日付「補装具事業者への「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の更なる活用について」）も参考とするほか、例えば、メーカーから補装具事業者への卸価格が、告示により算定した額を上回っている場合においては、告示により算定した額と実際の卸価格との差額分について、補装具事業者からの証明に基づき、本交付金で一定充当する等を含め、本交付金の活用を積極的にご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容につきましては、本交付金を所管しております内閣府地方創生推進事務局と協議済みであることを申し添えます。

【連絡先】

厚生労働省障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（障害者支援機器係）
電話番号：03-5253-1111（内3071）
Eメール：hosougu@mh.lw.go.jp

事務連絡
令和5年9月7日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

補装具事業者への「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の
更なる活用について

平素より障害者等の自立と社会参加の推進に向けての施策につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う対応として、当室から、かねてより補装具事業者に対する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「重点交付金」という。）の積極的な活用について、検討を依頼させていただいているところです。

ついて、現在、いくつかの自治体では、障害福祉サービス事業者だけでなく、補装具事業者に対しても重点交付金を活用いただいているところですが、全国的には活用が十分ではない状況です。また、一部市町村から、補装具の製造コスト及び市場流通価格が告示価格を上回っていることから、他の選択肢の検討や、補装具事業者との調整のため、補装具の判定及び支給決定に遅延が生じている状況であるとの報告を受けております。

以上のような状況を踏まえ、各都道府県及び各市区町村におかれましては、円滑な補装具費の支給決定に資するため、引き続き、補装具事業者への重点交付金の積極的な活用をご検討いただきますようお願いいたします。

特に、筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの進行性の身体障害者に支給される「重度障害者用意思伝達装置」については、迅速な支給決定が求められますが、市区町村と事業者との価格の調整により遅延が生じているとの報告を受けています。

つきましては、特にこのような製品を取り扱う補装具事業者に対しては、重点交付金を手当できるよう、判定業務に当たって製品の価格情報を把握している身体障害者更生相談所とも十分に情報連携の上、重点交付金の活用をご検討いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

【留意点】

(1) 重点交付金の活用事例

補装具の種目によっては、管内の居住者が利用する補装具を取扱う事業者が所在しないことが考えられ、この場合、管外に所在する補装具事業者も支援金の支給対象に含める必要がありますので、以下②の例を参考にしてください。

① 管内の補装具事業者への支援（神戸市の例）

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/hosougu_bukkakoutou.html

② 管外を含めた補装具事業者への支援（堺市の例）

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogai-fukushi/jigyousya/info/etc/bukkakoutou.html>

(2) 重点交付金の内閣府への令和5年度実施計画の第2回提出期限は、10月2日（月）12時となっておりますのでご注意ください。

（参考）：令和5年3月29日付事務連絡（令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20230329_jimurenaku1.pdf

(3) 厚生労働省において全国的な取組を促進するため、重点交付金を活用いただいた都道府県及び市区町村におかれましては、支援内容を確認できる要綱などについて、直接、以下の連絡先までご報告いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省障害保健福祉部企画課

自立支援振興室（障害者支援機器係）

電話番号：03-5253-1111（内3071）

Eメール：hosougu@mh.lw.go.jp

別添

事務連絡
令和5年11月8日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村 児童福祉主管部（局）

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する
「重点支援地方交付金」等の更なる活用について

平素より、障害福祉施策の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者を支える観点から、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。

（別紙ご参照）

また、経済対策においては、物価高騰により苦しむ障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。以下同じ）への本交付金の重点的な活用について明示されており、厚生労働省・こども家庭庁としても現下の物価高騰により厳しい状況にある障害福祉サービス事業所・施設等に対し、本交付金による緊急かつ実効性のある支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県・市町村において、ご対応いただきたい支援事業の標準について、下記のとおりお示ししますので、都道府県・市町村議会への予算案の提出等、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

また、今後、本交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただく予定であり、そちらもご参照・ご活用いただきたいと思います。

なお、本事務連絡の内容につきましては、本交付金を所管しております内閣府地方創生推進室と協議済みであることを申し添えます。

記

障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、次の２事業の両方を実施していただくようお願いいたします。

その際、以下のとおり、令和５年３月の地方創生臨時交付金の積増しを受けて各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績をまとめておりますので、具体的な補助額の設定に当たっては、以下をご参照いただき、足下の物価高騰を適切に反映した額としていただくようお願いいたします。とりわけ、食材料費や給食委託費の高騰が障害福祉サービス事業所・施設等の経営を圧迫している状況も踏まえ、積極的なご対応をお願いいたします。

また、障害福祉サービス事業者の建築資材費等の高騰が生じている場合についても、自治体の判断により積極的に活用し、事業者の負担の軽減に努めていただくようお願いいたします。

1. 光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輛の燃料代等）高騰への支援事業

光熱水費の高騰につきまして、令和５年３月の本交付金の積増しを受けて各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績は、下表のとおりです。

		令和５年３月の地方創生臨時交付金の積み残しを受けて各都道府県が実施した支援事業の補助額		
		上位５０％	上位２５％	最大値
訪問・相談系	事業所当たり	３.２万円	５.０万円	１２万円
通所系	定員あたり	０.６万円	０.７万円	２.１万円
入所系	定員あたり	１.１万円	１.４万円	４.８万円

※１ サービス種類や事業所の規模により支援の内容に偏りが生じないよう、通所系及び入所系サービスについては定員に応じた補助額の設定をお示ししている。一方で、令和５年３月の本交付金の積増しを受けた支援事業においては、サービス種類や事業所規模等で一定の区分を設定し、その区分に応じた補助額を設定している事例もある。補助額は、１事業所又は定員１人あたり単一単価を設定して実施している自治体（訪問・相談系：３６自治体、通所系：３５自治体、入所系：３４自治体）の値をもとに記載したもの。

※2 上掲の表は、令和5年3月の本交付金の積増しを受けて各都道府県が実施した支援事業の補助額の総額をまとめたものであり、月額ではない。定員あたりの補助額は、令和4年障害福祉サービス等経営概況調査の定員等をもとに、厚生労働省障害保健福祉部において試算したもの。また、食材料費分として明確に区分を分けて対応している補助額は、含めていない。

なお、各都道府県が実施している支援内容は別表のとおりです。（厚生労働省障害保健福祉部において、各自治体のHPや個別に確認した情報を記載したものであり（令和5年11月7日時点）、詳細等は、自治体のHPをご確認ください。なお、事業の終了により、すでにHPの掲載がされていない場合があります。）事業の実施に当たって、参考としてください。

2. 食材料費高騰への支援事業

令和5年3月の本交付金の積増しを受けて実施された食材料費の高騰に対する各都道府県の支援事業のうち、厚生労働省障害保健福祉部において、自治体のHP等で確認できる範囲で食材料費分として明確に区分を分けて対応している事例は2件でした。今般の積増しを踏まえ、1. の光熱水費高騰への支援事業に加えて、食材料費高騰への支援事業も確実に実施していただきますようお願いします。

<本件問い合わせ先>

(全般)

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（企画法令係）

電話：03-5253-1111 内線 3101、3046

(補装具)

厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話：03-5253-1111 内線 3071